

35 請負

(1) 仕事が完成しなかった場合の報酬請求権

請負人が既に行った仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、残りの仕事を完成させることができなくなったとしても、請負人は注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる(634条)。

(2) 担保責任

- ① 請負人の担保責任については、債務不履行の一般原則が適用される。損害賠償については 415 条、解除については 541 条・542 条が適用されることになる。
- ② 請負も有償契約であるので、売買の規定が準用される。そこで、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないときは、注文者は修補請求等の追完請求ができる。ただし、注文者の追完請求に対して、請負人は注文者に相当な負担を課すものでないときは、注文者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。なお、注文者に帰責事由があるときは追完請求はできない(562 条)。
- ③ 契約内容に適合しない目的物の引き渡しを受けた注文者が、請負人に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告したのにも関わらず、請負人が追完しない場合は、注文者は請負人の帰責事由の有無にかかわらず、その契約不適合の程度に応じて報酬の減額を請求することができる(563 条)。
- ④ 契約内容の不適合が、注文者の提供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、注文者は追完請求・減額請求・損害賠償請求・契約解除をすることができない(636 条)。
- ⑤ 注文者は、契約内容不適合を知ってから 1 年以内に、その事実を請負人に通知しなければ、追完請求・減額請求・損害賠償請求・契約解除をすることができなくなる(637 条 1 項)。

(3) 注文者の破産による解除

注文者が破産手続き開始の決定を受けたときに請負人が契約の解除することができる場合が、仕事を完成しない間に限定する内容に変更された(642 条 1 項)。

36 委任

(1)受任者の自己執行義務

委任者と受任者及び復受任者との関係については、復代理の規定が適用されることになった(644 条の 2)。

(2)委任の報酬支払時期

報酬の後払いの原則は変わっていないが、事務処理の結果として達成された成果に対して報酬が支払われる場合には、成果の引き渡しを要するときには成果の引き渡しと同時に、引き渡しを要しない場合には成果が完成した後に報酬の請求ができる(648 条の 2)。

(3)委任事務が途中で履行不能になった場合

割合的な報酬請求ができる(648 条 3 項)

(4)委任契約の任意解除権(651 条 2 項)

受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く)をも目的とする委任契約を解除した場合には、損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは賠償しなくてよいとされている。

37 寄託

(1) 寄託における解除権

寄託契約も諾成契約とされ(657 条)、それに伴い、受寄者が寄託物を受け取るまでの各当事者の解除権に関する規定が設けられた(657 条の 2)。

- ① 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。
- ② 無償寄託の受寄者(書面による寄託を除く)は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。
- ③ 受寄者(無償の書面による寄託に限る)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにも関わらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合には、相当の期間を定めてその引き渡しの催告をし、その期間内に引き渡しがないときは、契約を解除することができる。

(2) 受寄者の自己保管義務

- (前) 寄託者の承諾 → (後)「やむを得ない事由があるとき」を追加
(前) 選任・監督についての責任 → (後)受寄者と第三者は同一

(3) 第三者が権利を主張してきた場合(660 条)

- (前) 遅滞なく寄託者に通知→(後)寄託者が既に知っているときは通知しなくてよい

(4) 寄託者の損害賠償請求・受寄者の費用償還請求の期間制限(664 条の 2)

寄託者が返還を受けた時から 1 年以内に請求しなければならない。もっとも、この期間内に時効期間が経過してしまうことも考えられるので、損害賠償請求については、寄託者が返還を受けた時から 1 年を経過するまでの間は、時効は完成しないものとされた。